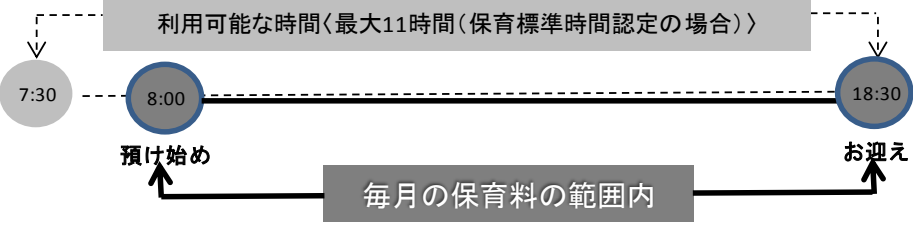
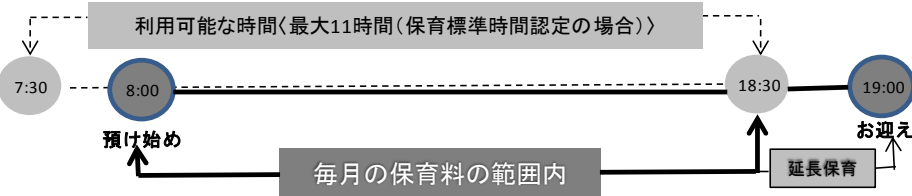


Q&A

質問	答え
Q1. いつから申込みができますか？締切りはありますか？	A1. 基本的には随時申請を受け付けています。 出生届を出されたその日から申請できます。 毎月月末で一度締め切り、翌月に翌々月の入所選考を行います。 年度選考（毎年4月）の締め切りは前年度の11月末になります。
Q2. 小規模保育施設の利用を考えていますが、子どもが3歳児クラスになる時は、どうすればよいのですか？	A2. 0～2歳児クラスを対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業には、卒園後の通い先を確保するための「連携施設」（近くの幼稚園、保育園（所））を設定することとしています。 交野市では現在、小規模保育施設の「連携施設」は <u>幼稚園のみ</u> に設定しており、保育園（所）への入所は選考により入所していただくこととなります。
Q3. 婚姻関係はありますが、事実上別居（離婚）状態ですが、ひとり親家庭として認定されますか？	A3. 婚姻状態が解消されていない場合でも <u>住民票が別</u> で、かつ家庭裁判所等で離婚調停中の証明があれば、ひとり親家庭として認定をします。 入所後の保育料の算定もひとり親家庭として算出しますが、祖父母と同居の場合は、祖父母で算出する場合がありますのでお問い合わせください。（例：母の収入が年間103万円未満、または税控除や健康保険などで祖父母の扶養に入っている場合は、祖父母での算出。）
Q4. 今は他市に住んでいますが、申込みできますか？	A4. 申請時点で他市の方であっても申請が可能です。選考にて内定が出た場合には、入所日の前月末までに転入してください。 転入が延期になった場合は、希望日も変更してください。 内定後、入所日の前月末までに転入が確認できない場合は、入所内定を取消します。
Q5. 毎月選考の結果は、いつ分かりますか？	A5. 月の中旬頃に、内定者のみに紙面にて通知いたします。
Q6. 認定が受けられない場合がありますか？	A6. 2号・3号認定については、保育を必要とする事由、就労時間等により、認定が受けられない場合があります。認定を受けても、認定こども園等の定員に余裕がないと入所できません。
Q7. 保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができるということでしょうか？	<p>A7. 利用可能な時間帯の範囲内であれば最大11時間（※通勤時間+就労時間で、施設が定めた時間での利用）まで、追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありません。</p> <p>（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。）</p>  <p>※ 通勤時間+就労時間で、施設が定めた時間での利用となります。</p>

<p>Q8. 認定の有効期間は何年で すか？</p>	<p>A8. 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学までを基本とします。 保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定をうける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、求職活動が事由の場合は、3か月となります。 入所要件の確認のために年1回2月頃に現況届と『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただきます。</p>
<p>Q9. 現在、保育園（所）の申込みをしていますが、2人目を妊娠しました。出産の為に保育園（所）が必要です。どうすればよいのですか？</p>	<p>A9. 通常の申請とは別に、産前産後の申請をしていただけます。 産み月前1か月から産後8週経過日を含む、月の末日まで（概ね3か月）の限定入所になります。</p>
<p>Q10. 現在、保育園（所）の申込みをしていますが、2人目を出産しました。産後、育児休業を取得しますが、上の子は保育園（所）に入れますか？</p>	<p>A10. 産前休暇前までに通常での内定が出なかった場合で、下の子の出産後に育児休業を取得される方は、上の子の希望日を下の子の育児休業明けの希望日に合わせていただきます。 <u>（※育児休業期間中の入所はできません。）</u></p>
<p>Q11. 育児休業明けに保育園（所）に入所したい旨の申請をしていましたが、選考により入所できませんでした。 入所できなかった証明があれば育児休業を延長できますが、発行してもらえますか？</p>	<p>A11. 選考の結果により、希望日に入所できなかった場合、保護者からの申請があれば、保育園（所）に入所できなかった旨の証明を発行する事ができます。証明内容は、選考時点での児童名・児童の生年月日・申請日・希望日・希望園が記載されます。申請内容とは違う希望日の証明を発行する等はできません。 ※育児休業給付金の受給期間の延長等の制度については、勤め先または、ハローワークで確認してください。</p>
<p>Q12. 入所内定した際、辞退したらどうなりますか？</p>	<p>A12. 原則、同年度中に限りマイナス5点の調整点が適応されます。 入所内定を辞退するという事は、保育の必要性が低いと判断できるためです。希望日、希望園をよくご確認のうえ、入所申請をしてください。</p>
<p>Q13. 第1希望の施設に入所できませんでした。内定した施設に通園しながら、転園申請をすることはできますか？</p>	<p>A13. 転園申請を提出することで、内定施設に通園しながら転園を希望することが可能です。 ・受付時期：随時 ・希望可能日：内定した入所月の翌月1日（申込み切日は通常と同じ） ※ただし、兄弟別園等で兄弟加算がつく園に限り、次の選考から転園申請が可能です。 （例）4月選考での育休明け5月入所内定の場合 ⇒ 兄弟加算がつく園に限り、最短で同年5月1日入所の選考から転園希望が可能です。5月1日を希望する場合は3月末までに転園申請書の提出が必要です。なお、兄弟加算がない園への転園希望は6月1日からです。</p>

<p>Q14. 施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか？また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？</p>	<p>A14. 施設が定めた通常保育（※通勤時間＋就労時間で、施設が認められた時間での利用）を超え、延長保育をご利用いただくことができます。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合に限りです。）その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18：30～19：00は延長保育となります。）</p>  <p>※ 通勤時間＋就労時間で、施設が定めた時間での利用となります。</p>
<p>Q15. 祖父母と同居していますが、保育料の算定の対象となりますか？</p>	<p>A15. 父母の市民税に課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。非課税の場合でも、父または母に一定の収入（年間103万円以上）があれば、祖父母は算定の対象となりません。</p>
<p>Q16. 上の子が現在保育園（所）に入所中で、下の子の出産の為に、母の実家（遠方）での里帰り出産を予定しています。上の子はその間、園を休む事ができますか？</p>	<p>A16. 長期欠席届を提出し、欠席をする事は可能です。その間、毎月の保育料はかかります。退所を希望される方は、退園（所）届を提出して下さい。再度、保育園（所）が必要な方は申請が必要になり、選考にて内定が出た場合のみ再入所が可能です。</p>
<p>Q17. 求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っていますが、短時間認定では延長料金が発生してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか？</p>	<p>A17. 認定時間は月単位での認定になるため、仕事が決まった日から標準時間認定に変更することはできません。</p> <p>しかし、当月10日までに月120時間以上の就労等の『保育の利用を必要とする証明書』等をこども園課に提出した場合は、標準時間認定に変更します。それ以降に提出した場合は翌月からの認定変更になります。（P.5注；1参照）</p> <p>※10日が閉庁日の場合はその前日の平日が提出期限になります。</p> <p>※月120時間以下の就労等でも、認定変更が可能な場合もありますので、こども園課にご確認ください。</p>

